科学技術関係人材専門調査会の設置等について(案)

平成15年7月23日総合科学技術会議

1 総合科学技術会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術会議に科学技術関係人材専門調査会を設置する。

科学技術関係人材専門調査会は、世界水準の研究成果の 創出とその活用を推進するため、必要な科学者・技術者及 び専門家の育成・確保について調査・検討を行う。

2 総合科学技術会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術会議に、科学技術関係人材に関して調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。

科学技術関係人材専門調査会の進め方について(案)

- 1 検討課題例
- (1)科学技術関係人材の需給
 - ・職種別(研究者、研究支援者、技術者等)
 - ・分野別

(特に産業界等における人材のニーズの把握)

- (2)科学技術関係人材の育成・確保方策
 - ・大学の学部教育の在り方
 - ・大学院教育の在り方
 - ・高等学校と大学、大学と社会の接続 (入学者選抜、大学の一般教育、就職等)
 - ・若手研究者の育成・支援、研究者のキャリア・パス
 - ・技術者教育 (大学教育と社会人の再教育。技術経営の教育を含む)
 - ・多様な人材の活用 (女性、高齢者、外国人、在外日本人研究者等)
 - ・産業界と大学の相互協力による教育の充実 (インターンシップ、社会人の再教育等)
 - ・人材育成・確保のための研究環境の整備
- (3)科学技術関係人材の裾野の拡大
 - ・青少年の科学技術・理科離れ対策 (学校教育、多様な学習機会等)
 - ・国民の理解増進 (多様な学習機会、科学ジャーナリズム等)
- 2 調査・検討期間 専門調査会発足後、約1年間でとりまとめ。 必要に応じて中間的にとりまとめを行う。